

佐賀県人事委員会告示第 1 号

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和 38 年佐賀県人事委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 11 日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

1 審査請求人の氏名

横尾博繁

2 公示事項

昭和 52 年 9 月 29 日付けで受理した地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づく 1 に掲げる者の審査請求については、規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 25 日付けで棄却する旨の裁決をした。

当該裁決書の写しは、当委員会において保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。